

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	後期高齢者医療保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

能代市は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

能代市長

公表日

令和7年8月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務			
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、75歳以上の人と65歳から74歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合の認定を受けた人を被保険者として、資格管理、被保険者証等の発行、医療給付、保険料の賦課、徴収、還付、保健事業に関する業務を行っている。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保険給付、資格管理 ②保険料の賦課、徴収、還付 ③保健事業			
③システムの名称	後期高齢者医療システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、EUCシステム			
2. 特定個人情報ファイル名				
後期高齢者医療保険料情報ファイル、被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表85の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「主務省令」という。）第2条 【情報提供の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第3欄（情報提供者）に「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」が、第4欄（利用特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（115の項） 【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第1欄（情報照会者）に「市町村長」が、第2欄（特定個人番号利用事務）に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項（117の項）			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	市民福祉部 市民保険課			
②所属長の役職名	課長			
6. 他の評価実施機関				

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

[illegible]

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月17日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者に対し、保険者である秋田県後期高齢者広域連合を介し保険給付事業等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保健事業 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、75歳以上の人と65歳から74歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合の認定を受けた人を被保険者として、資格管理、被保険者証等の発行、医療給付、保険料の徴収、賦課に関する業務を行っている。 能代市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保険給付、資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保健事業	事後	
平成27年6月17日	③システムの名称	後期高齢者医療システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム	後期高齢者医療システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事後	
平成27年6月17日	2. 特定個人情報ファイル	被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル	後期高齢者医療保険料情報ファイル 被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月17日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(59の項)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	
平成27年6月17日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(80、81、82の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務が含まれる項(1、80、83の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務が含まれる項(82の項)	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務が含まれる項(1、80、83の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務が含まれる項(82の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務が含まれる項(1、80、83の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務が含まれる項(82の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月7日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、75歳以上の人と65歳から74歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合の認定を受けた人を被保険者として、資格管理、被保険者証等の発行、医療給付、保険料の徴収、賦課に関する業務を行っている。 能代市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保険給付、資格管理 ②保険料の賦課、徴収 ③保健事業	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、75歳以上の人と65歳から74歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合の認定を受けた人を被保険者として、資格管理、被保険者証等の発行、医療給付、保険料の賦課、徴収、還付、保健事業に関する業務を行っている。 能代市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保険給付、資格管理 ②保険料の賦課、徴収、還付 ③保健事業	事前	
令和5年12月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務が含まれる項（1、80、83の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務が含まれる項（82の項）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（1、80の項） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項（83の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項（82の項）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、75歳以上の人と65歳から74歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合の認定を受けた人を被保険者として、資格管理、被保険者証等の発行、医療給付、保険料の賦課、徴収、還付、保健事業に関する業務を行っている。 能代市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①～③（略）	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、75歳以上の人と65歳から74歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合の認定を受けた人を被保険者として、資格管理、被保険者証等の発行、医療給付、保険料の賦課、徴収、還付、保健事業に関する業務を行っている。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①～③（略）	事後	
令和7年1月30日	3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条（平成26年内閣府・総務省令第5号）	・番号法第9条第1項及び別表85の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、80の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(83の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(82の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 【情報提供の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」が、第4欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(115の項) 【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(117の項)	事後	
令和7年1月30日	8. 人手を介在させる作業	(新規)	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、後期高齢者医療関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・マイナンバーが記載された紙資料を簿冊に綴り、鍵付きキャビネットに保管	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	9. 監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和7年1月30日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	9) 従業者に対する教育・啓発 十分である 能代市特定個人情報保護管理規程に基づき、下記の対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 ・毎年度、特定個人情報を取り扱う職員を事務取扱担当者として指定し、報告すること。 ・課長を情報保護管理者として事務取扱担当者の適切な監督を行うこと。 ・地域情報課で策定された研修計画に沿って、情報保護管理者や事務取扱担当者等が研修を行うこと。 ・庁内で漏えい等の事案が発生した場合、再発防止の周知等を行うこと。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、後期高齢者医療関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・マイナンバーが記載された紙資料を簿冊に綴り、鍵付きキャビネットに保管	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、後期高齢者医療関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・マイナンバーが記載された紙資料を簿冊に綴り、鍵付きキャビネットに保管 上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ・システム開発の責任者及び作業者が使用するIDは市側で管理し、アクセス権限を設定することで、作業範囲を超えた操作ができないよう制御するとともに、開発完了後は開発用IDを削除する。 ・移行作業に用いる電磁的記録媒体に格納したファイルについては、暗号化を施すとともに、情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去又は返還させる。	事前	
令和7年8月19日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年5月30日 時点	事後	
令和7年8月19日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年5月30日 時点	事後	
令和8年1月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム	後期高齢者医療システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、EUCシステム	事前	